

(目的)

第1条 この規程は、寄附行為第58条第1項に基づき、学校法人四国大学（以下「本法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用支弁について定める。

(理事長及び副理事長の役員報酬)

第2条 理事長及び副理事長の役員報酬は、俸給及び諸手当とする。

(1) 理事長の俸給の額は、別表に定める俸給表の6号俸に掲げる額とする。

(2) 副理事長の俸給の額は、別表に定める俸給表の3号俸に掲げる額とする。

(3) 理事長及び副理事長（以下「理事長等」という。）が四国大学、四国大学短期大学部又は四国大学附属認定こども園（以下「大学等」という。）の職員であるときの俸給の額は、職員としての給料の額が第1号及び第2号の額に達しないときは、その差額とする。

この場合、差額は諸手当の対象として取扱うものとする。

(4) 理事長等が本法人以外の団体等から報酬又は給料を受けているときの役員報酬の額は、理事会に諮り決定する。

(専務理事、理事及び監事の役員報酬並びに評議員の報酬)

第3条 専務理事、理事及び監事の役員報酬並びに評議員の報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 専務理事の役員報酬の額は、勤務条件等を考慮して、理事長が別に定める。

(2) 理事及び監事の役員報酬の額は、月額20,000円とする。

(3) 評議員の報酬の額は、評議員会への出席につき日額10,000円とし、評議員議長にあっては日額20,000円とする。

(日割計算)

第4条 理事長等となった者には、その日から俸給を支給する。

2 理事長等が退職し、又は解任された場合には、その日までの俸給等を支給する。

3 理事長等が死亡した場合には、その月までの俸給等を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、俸給等を支給する場合であって、その月の初日以外の日に新たに役員に就任され、又はその月の末日以外の日に退職し、又は解任された場合は、その月の俸給等は、その月の現日数から学校法人四国大学・四国大学就業規程第23条に規定する休日（以下「休日」という。）を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(諸手当)

第5条 諸手当は、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当とし、それぞれ学校法人四国大学・四国大学給与規程第12条、第13条及び第21条の規定に準じて支給する。

(役員等の報酬の支給日)

第6条 役員等の報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日を支給日とする。

(役員等の報酬の支払)

第7条 役員等の報酬は、原則として、直接本人に現金通貨をもって支払う。ただし、本人が希望するとき又はやむを得ない事情があるときは、本人名義の銀行預金口座への振込みにかえることができる。

2 前項の支払いに当たって、法令に別段の定めがある場合は、役員等の報酬の一部を控除することがある。

3 本人が死亡した場合は、その役員等の報酬を遺族に支給する。

(端数計算)

第8条 役員等の報酬の計算に当たり50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(旅費)

第9条 役員が本法人業務のため出張するときは、学校法人四国大学・四国大学旅費規程に準じて旅費を支給する。

2 役員の旅費計算に当たっては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する指定職の職務に相当する者として取扱うものとする。

(費用支弁)

第10条 役員又は評議員が本法人の会議に出席したときは、交通費として1回につき5,000円を支弁する。ただし、大学等において開かれる会議の場合には大学等の職員たる役員及び評議員については、これを支弁しない。

(退職金)

第11条 役員が退任したときは、学校法人四国大学・四国大学退職金規程に準じて退職金を支給する。

ただし、役員がこの細則の施行日以後に大学等の職員となったときは、この限りでない。

2 寄附行為第11条第1項第1号及び第3号の規定により理事が解任されたとき、並びに寄附行為第26条第1項第1号及び第3号の規定により監事が解任されたときは、退職金を支給しない。

(規程の改廃)

第12条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この細則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この改正細則は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則

この改正細則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正細則は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、第4条の金額に係る改正は平成3年10月11日から適用する。

附 則

この改正細則は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、理事長及び副理事長の役員報酬については、当分の間、報酬月額のほか、平成18年4月1日の前日において受けていた報酬月額との差額に相当する額を報酬として支給する。また、報酬月額を基礎として諸手当を算定する場合並びに第2条第3号の規定を適用する場合は、差額を含めて同条第1号及び第2号に規定する額として取扱うものとする。

附 則

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正規程は、平成21年12月1日から施行する。

2 理事長及び副理事長の役員報酬については、当分の間、報酬月額のほか、平成18年4月1日の前日において受けていた報酬月額に100分の99.68を乗じて得た額との差額に相当する額を報酬として支給する。また、報酬月額を基礎として諸手当を算定する場合並びに第2条第3号の規定を適用する場合は、差額を含めて同条第1号及び第2号に規定する額として取り扱うものとする。

3 平成21年12月に支給する理事長及び副理事長の期末手当の額は、それぞれ算定した支給額から、次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。この場合において、当該相当する額が支給額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日において受けるべき役員報酬の月額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則

- 1 この改正規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 理事長の役員報酬については、当分の間、報酬月額のほか、平成18年4月1日の前日において受けていた報酬月額に100分の99.44を乗じて得た額との差額に相当する額を報酬として支給する。また、報酬月額を基礎として諸手当を算定する場合並びに第2条第3号の規定を適用する場合は、差額を含めて同条第1号に規定する額として取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 理事長の役員報酬については、平成26年3月31日までの間、報酬月額のほか、平成18年4月1日の前日において受けていた報酬月額に100分の98.94を乗じて得た額との差額に相当する額を報酬として支給する。また、報酬月額を基礎として諸手当を算定する場合並びに第2条第3号の規定を適用する場合は、差額を含めて同条第1号に規定する額として取り扱うものとする。

附 則（平成27年2月27日改正）

- 1 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 理事長の役員報酬については、平成30年3月31日までの間、報酬月額のほか、平成27年4月1日の前日において受けていた報酬月額との差額に相当する額を報酬として支給する。また、報酬月額を基礎として諸手当を算定する場合並びに第2条第3号の規定を適用する場合は、差額を含めて同条第1号に規定する額として取り扱うものとする。

附 則（平成28年2月29日改正）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年2月29日改正）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日改正）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日改正）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月25日改正）

この改正規程は、令和2年9月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月25日改正）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日改正）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日改正）

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号の規定については、令和7年度の定時評議員会の終結後から適用する。

別表（俸給表）（第2条第1号及び第2号関係）

号俸	報酬月額（円）
1	643,000
2	716,000
3	772,000
4	829,000
5	908,000
6	979,000
7	1,049,000
8	1,122,000
9	1,191,000